

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第6号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「和奈見・国英線」を「和奈見線」に、「河原町佐貫、河原町三谷、河原町山手」を「河原町佐貫」に改め、同条第2項第1号中「和奈見・国英線」を「和奈見線」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。